

○認定取消のお知らせ

認定取消事業者名	都道府県	車両数	認定年月日	取消年月日	取消事由
富士交通(株)	三重	18	平成29年9月29日	平成30年3月13日	力 認定期間内に220日車の行政処分を受けたため

注) 車両数は、日本バス協会調べ。

認定の取消条件	欠格期間
ア 不正申請等により、評価・認定を受けたことが確認された場合	認定取消日から 3年間
イ 有効期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「死者を生じた事故」が発生した場合	事故の発生日から 2年間
ウ 有効期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「重傷者を生じた事故」が発生した場合	事故の発生日から 1年間
エ 有効期間内に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第4号に該当する「10人以上の負傷者を生じた事故」で負傷の程度が著しい場合	事故の発生日から 1年間
オ 有効期間内に、有責・他責を問わず、死傷事故又は転覆等の事故が発生したり、30日車以上の行政処分を受けたのにもかかわらず、30日以内に日本バス協会に報告しなかった場合	事故の発生日又は行政処分の発令日から 2年間
カ 有効期間内に、1営業所1回あたり50日車を超える行政処分を受けた場合	行政処分の発令日から 1年間
キ 有効期間内に、事業者の責めに帰する転覆等の事故又は悪質違反による運行等が発生した場合	事故の発生日から 1年間
ク 有効期間内に、認定事業者から認定辞退の申し出があった場合	—
(注)認定の取消条件 ア〜クは、全て貸切バス事業に係るものが対象となります。 認定が取り消された場合、欠格期間中は本評価制度の申請ができなくなります。	

※認定取消のお知らせは、認定取消日より約1週間、日本バス協会のホームページ上で公開されます。

○認定取消のお知らせ

認定取消事業者名	都道府県	車両数	認定年月日	取消年月日	取消事由
(株)日清観光	大分	29	平成28年9月29日	平成30年3月13日	力 認定期間内に70日車の行政処分を受けたため

注) 車両数は、日本バス協会調べ。

認定の取消条件	欠格期間
ア 不正申請等により、評価・認定を受けたことが確認された場合	認定取消日から 3年間
イ 有効期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「死者を生じた事故」が発生した場合	事故の発生日から 2年間
ウ 有効期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「重傷者を生じた事故」が発生した場合	事故の発生日から 1年間
エ 有効期間内に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第4号に該当する「10人以上の負傷者を生じた事故」で負傷の程度が著しい場合	事故の発生日から 1年間
オ 有効期間内に、有責・他責を問わず、死傷事故又は転覆等の事故が発生したり、30日車以上の行政処分を受けたのにもかかわらず、30日以内に日本バス協会に報告しなかった場合	事故の発生日又は行政処分の発令日から 2年間
カ 有効期間内に、1営業所1回あたり50日車を超える行政処分を受けた場合	行政処分の発令日から 1年間
キ 有効期間内に、事業者の責めに帰する転覆等の事故又は悪質違反による運行等が発生した場合	事故の発生日から 1年間
ク 有効期間内に、認定事業者から認定辞退の申し出があった場合	—
(注)認定の取消条件 ア～クは、全て貸切バス事業に係るものが対象となります。 認定が取り消された場合、欠格期間中は本評価制度の申請ができなくなります。	

※認定取消のお知らせは、認定取消日より約1週間、日本バス協会のホームページ上で公開されます。

○認定取消のお知らせ

認定取消事業者名	都道府県	車両数	認定年月日	取消年月日	取消事由
大和高原交通(株)	奈良	15	平成29年9月22日	平成30年3月13日	力 認定期間内に60日車の行政処分を受けたため

注) 車両数は、日本バス協会調べ。

認定の取消条件	欠格期間
ア 不正申請等により、評価・認定を受けたことが確認された場合	認定取消日から 3年間
イ 有効期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「死者を生じた事故」が発生した場合	事故の発生日から 2年間
ウ 有効期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「重傷者を生じた事故」が発生した場合	事故の発生日から 1年間
エ 有効期間内に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第4号に該当する「10人以上の負傷者を生じた事故」で負傷の程度が著しい場合	事故の発生日から 1年間
オ 有効期間内に、有責・他責を問わず、死傷事故又は転覆等の事故が発生したり、30日車以上の行政処分を受けたのにもかかわらず、30日以内に日本バス協会に報告しなかった場合	事故の発生日又は行政処分の発令日から 2年間
カ 有効期間内に、1営業所1回あたり50日車を超える行政処分を受けた場合	行政処分の発令日から 1年間
キ 有効期間内に、事業者の責めに帰する転覆等の事故又は悪質違反による運行等が発生した場合	事故の発生日から 1年間
ク 有効期間内に、認定事業者から認定辞退の申し出があった場合	—
(注)認定の取消条件 ア〜クは、全て貸切バス事業に係るものが対象となります。 認定が取り消された場合、欠格期間中は本評価制度の申請ができなくなります。	

※認定取消のお知らせは、認定取消日より約1週間、日本バス協会のホームページ上で公開されます。

○認定取消のお知らせ

認定取消事業者名	都道府県	車両数	認定年月日	取消年月日	取消事由
(有)野本観光バス	福島	28	平成29年9月22日	平成30年3月13日	力 認定期間内に60日車の行政処分を受けたため

注) 車両数は、日本バス協会調べ。

認定の取消条件	欠格期間
ア 不正申請等により、評価・認定を受けたことが確認された場合	認定取消日から 3年間
イ 有効期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「死者を生じた事故」が発生した場合	事故の発生日から 2年間
ウ 有効期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「重傷者を生じた事故」が発生した場合	事故の発生日から 1年間
エ 有効期間内に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第4号に該当する「10人以上の負傷者を生じた事故」で負傷の程度が著しい場合	事故の発生日から 1年間
オ 有効期間内に、有責・他責を問わず、死傷事故又は転覆等の事故が発生したり、30日車以上の行政処分を受けたのにもかかわらず、30日以内に日本バス協会に報告しなかった場合	事故の発生日又は行政処分の発令日から 2年間
カ 有効期間内に、1営業所1回あたり50日車を超える行政処分を受けた場合	行政処分の発令日から 1年間
キ 有効期間内に、事業者の責めに帰する転覆等の事故又は悪質違反による運行等が発生した場合	事故の発生日から 1年間
ク 有効期間内に、認定事業者から認定辞退の申し出があった場合	—
(注)認定の取消条件 ア〜クは、全て貸切バス事業に係るものが対象となります。 認定が取り消された場合、欠格期間中は本評価制度の申請ができなくなります。	

※認定取消のお知らせは、認定取消日より約1週間、日本バス協会のホームページ上で公開されます。

○認定取消のお知らせ

認定取消事業者名	都道府県	車両数	認定年月日	取消年月日	取消事由
第一観光バス(株)	福岡	42	平成29年9月22日	平成30年3月13日	力 認定期間内に140日車の行政処分を受けたため

注) 車両数は、日本バス協会調べ。

認定の取消条件	欠格期間
ア 不正申請等により、評価・認定を受けたことが確認された場合	認定取消日から 3年間
イ 有効期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「死者を生じた事故」が発生した場合	事故の発生日から 2年間
ウ 有効期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「重傷者を生じた事故」が発生した場合	事故の発生日から 1年間
エ 有効期間内に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第4号に該当する「10人以上の負傷者を生じた事故」で負傷の程度が著しい場合	事故の発生日から 1年間
オ 有効期間内に、有責・他責を問わず、死傷事故又は転覆等の事故が発生したり、30日車以上の行政処分を受けたのにもかかわらず、30日以内に日本バス協会に報告しなかった場合	事故の発生日又は行政処分の発令日から 2年間
カ 有効期間内に、1営業所1回あたり50日車を超える行政処分を受けた場合	行政処分の発令日から 1年間
キ 有効期間内に、事業者の責めに帰する転覆等の事故又は悪質違反による運行等が発生した場合	事故の発生日から 1年間
ク 有効期間内に、認定事業者から認定辞退の申し出があった場合	—
(注)認定の取消条件 ア〜クは、全て貸切バス事業に係るものが対象となります。 認定が取り消された場合、欠格期間中は本評価制度の申請ができなくなります。	

※認定取消のお知らせは、認定取消日より約1週間、日本バス協会のホームページ上で公開されます。

○認定取消のお知らせ

認定取消事業者名	都道府県	車両数	認定年月日	取消年月日	取消事由
(株)会津西交通	福島	25	平成29年9月22日	平成30年3月13日	力 認定期間内に60日車の行政処分を受けたため

注) 車両数は、日本バス協会調べ。

認定の取消条件	欠格期間
ア 不正申請等により、評価・認定を受けたことが確認された場合	認定取消日から 3年間
イ 有効期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「死者を生じた事故」が発生した場合	事故の発生日から 2年間
ウ 有効期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「重傷者を生じた事故」が発生した場合	事故の発生日から 1年間
エ 有効期間内に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第4号に該当する「10人以上の負傷者を生じた事故」で負傷の程度が著しい場合	事故の発生日から 1年間
オ 有効期間内に、有責・他責を問わず、死傷事故又は転覆等の事故が発生したり、30日車以上の行政処分を受けたのにもかかわらず、30日以内に日本バス協会に報告しなかった場合	事故の発生日又は行政処分の発令日から 2年間
カ 有効期間内に、1営業所1回あたり50日車を超える行政処分を受けた場合	行政処分の発令日から 1年間
キ 有効期間内に、事業者の責めに帰する転覆等の事故又は悪質違反による運行等が発生した場合	事故の発生日から 1年間
ク 有効期間内に、認定事業者から認定辞退の申し出があった場合	—
(注)認定の取消条件 ア〜クは、全て貸切バス事業に係るものが対象となります。 認定が取り消された場合、欠格期間中は本評価制度の申請ができなくなります。	

※認定取消のお知らせは、認定取消日より約1週間、日本バス協会のホームページ上で公開されます。

○認定取消のお知らせ

認定取消事業者名	都道府県	車両数	認定年月日	取消年月日	取消事由
京王自動車バスサービス(株)	東京	25	平成29年9月22日	平成30年3月13日	ウ 認定期間内に有責の第一当事者となる重傷者を生じた事故が発生したため

注) 車両数は、日本バス協会調べ。

認定の取消条件	欠格期間
ア 不正申請等により、評価・認定を受けたことが確認された場合	認定取消日から 3年間
イ 有効期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「死者を生じた事故」が発生した場合	事故の発生日から 2年間
ウ 有効期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「重傷者を生じた事故」が発生した場合	事故の発生日から 1年間
エ 有効期間内に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第4号に該当する「10人以上の負傷者を生じた事故」で負傷の程度が著しい場合	事故の発生日から 1年間
オ 有効期間内に、有責・他責を問わず、死傷事故又は転覆等の事故が発生したり、30日車以上の行政処分を受けたのにもかかわらず、30日以内に日本バス協会に報告しなかった場合	事故の発生日又は行政処分の発令日から 2年間
カ 有効期間内に、1営業所1回あたり50日車を超える行政処分を受けた場合	行政処分の発令日から 1年間
キ 有効期間内に、事業者の責めに帰する転覆等の事故又は悪質違反による運行等が発生した場合	事故の発生日から 1年間
ク 有効期間内に、認定事業者から認定辞退の申し出があった場合	—
(注)認定の取消条件 ア〜クは、全て貸切バス事業に係るものが対象となります。 認定が取り消された場合、欠格期間中は本評価制度の申請ができなくなります。	

※認定取消のお知らせは、認定取消日より約1週間、日本バス協会のホームページ上で公開されます。

○認定取消のお知らせ

認定取消事業者名	都道府県	車両数	認定年月日	取消年月日	取消事由
ひまわり交通(株)	鹿児島	13	平成28年9月29日	平成30年3月13日	ウ 認定期間内に有責の第一当事者となる重傷者を生じた事故が発生したため

注) 車両数は、日本バス協会調べ。

認定の取消条件	欠格期間
ア 不正申請等により、評価・認定を受けたことが確認された場合	認定取消日から 3年間
イ 有効期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「死者を生じた事故」が発生した場合	事故の発生日から 2年間
ウ 有効期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「重傷者を生じた事故」が発生した場合	事故の発生日から 1年間
エ 有効期間内に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第4号に該当する「10人以上の負傷者を生じた事故」で負傷の程度が著しい場合	事故の発生日から 1年間
オ 有効期間内に、有責・他責を問わず、死傷事故又は転覆等の事故が発生したり、30日車以上の行政処分を受けたのにもかかわらず、30日以内に日本バス協会に報告しなかった場合	事故の発生日又は行政処分の発令日から 2年間
カ 有効期間内に、1営業所1回あたり50日車を超える行政処分を受けた場合	行政処分の発令日から 1年間
キ 有効期間内に、事業者の責めに帰する転覆等の事故又は悪質違反による運行等が発生した場合	事故の発生日から 1年間
ク 有効期間内に、認定事業者から認定辞退の申し出があった場合	—
(注)認定の取消条件 ア〜クは、全て貸切バス事業に係るものが対象となります。 認定が取り消された場合、欠格期間中は本評価制度の申請ができなくなります。	

※認定取消のお知らせは、認定取消日より約1週間、日本バス協会のホームページ上で公開されます。

○認定取消のお知らせ

認定取消事業者名	都道府県	車両数	認定年月日	取消年月日	取消事由
(株)バスある	北海道	7	平成29年9月22日	平成30年3月13日	キ 認定期間内に事業者の責めに帰する転覆・転落の事故が発生したため

注) 車両数は、日本バス協会調べ。

認定の取消条件	欠格期間
ア 不正申請等により、評価・認定を受けたことが確認された場合	認定取消日から 3年間
イ 有効期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「死者を生じた事故」が発生した場合	事故の発生日から 2年間
ウ 有効期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「重傷者を生じた事故」が発生した場合	事故の発生日から 1年間
エ 有効期間内に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第4号に該当する「10人以上の負傷者を生じた事故」で負傷の程度が著しい場合	事故の発生日から 1年間
オ 有効期間内に、有責・他責を問わず、死傷事故又は転覆等の事故が発生したり、30日車以上の行政処分を受けたのにもかかわらず、30日以内に日本バス協会に報告しなかった場合	事故の発生日又は行政処分の発令日から 2年間
カ 有効期間内に、1営業所1回あたり50日車を超える行政処分を受けた場合	行政処分の発令日から 1年間
キ 有効期間内に、事業者の責めに帰する転覆等の事故又は悪質違反による運行等が発生した場合	事故の発生日から 1年間
ク 有効期間内に、認定事業者から認定辞退の申し出があった場合	—

(注)認定の取消条件 ア〜クは、全て貸切バス事業に係るものが対象となります。
認定が取り消された場合、欠格期間中は本評価制度の申請ができなくなります。

※認定取消のお知らせは、認定取消日より約1週間、日本バス協会のホームページ上で公開されます。

○認定降格のお知らせ

降格事業者名	都道府県	車両数	認定年月日	降格年月日	降格事由
(株)北上交通観光	岩手	7	平成29年9月22日	平成30年3月13日	認定期間内に40日車の行政処分等を受けたため。

注)車両数は、日本バス協会調べ。

認定の降格条件			
ア	認定の有効期間内において、1営業所1回当たり30日車以上50日車以下の行政処分を受けた場合	新規・一ツ星	次回の書類審査で、「Ⅱ. 事故や違反の状況違反(行政処分)の実績」は0点
イ		二ツ星・三ツ星	ワンランク降格

(注)認定降格の場合、認定期間のうち残存期間が降格となります。

※認定降格のお知らせは、認定降格日より約1週間、日本バス協会のホームページ上で公開されます。

○認定降格のお知らせ

降格事業者名	都道府県	車両数	認定年月日	降格年月日	降格事由
愛岐観光(株)	岐阜	12	平成28年9月29日	平成30年3月13日	認定期間内に40日車の行政処分等を受けたため。

注)車両数は、日本バス協会調べ。

認定の降格条件			
ア	認定の有効期間内において、1営業所1回当たり30日車以上50日車以下の行政処分を受けた場合	新規・一ツ星	次回の書類審査で、「Ⅱ. 事故や違反の状況違反(行政処分)の実績」は0点
イ		二ツ星・三ツ星	ワンランク降格

(注)認定降格の場合、認定期間のうち残存期間が降格となります。

※認定降格のお知らせは、認定降格日より約1週間、日本バス協会のホームページ上で公開されます。